事業者団体及び発注者からの ヒアリングの結果の概要

- 〇 入札方式
- 〇 予定価格制度のあり方
- 〇 参加者選定
- ダンピングの防止
- 〇 監督検査の適切な実施
- 〇 成績評定の充実
- 〇 建設業法の遵守の徹底
- 〇 保証制度の見直し
- 〇 不正行為の防止
- 〇 地方公共団体への浸透

【入札方式】

- (1)総合評価方式の改善
- 総合評価方式について、会計法令における位置づけを明確化すべき(日建連、土工協、建築協)
- 総合評価管理費を採用すべき(日建連、土工協、建築協、日建経)
- 総合評価おける技術評価点の配点を大きくするなど、評価方法を改善すべき(日 建連、土工協、建築協)
- 総合評価において技術評価の割合を高めるべき(全建)
- 総合評価において技術力や社会的責任など技術提案を含む多様な基準を導入するとともに、対象工事を拡大すべき(全建)
- 総合評価における施工条件・リスク分担を明確にすべき(日建経)
- 総合評価における技術資料の作成経費を給付すべき(日建経)
- 総合評価において、受注者の提案項目が達成できなかった場合のペナルティは、 請負金額の減額ではなく工事成績の減点で統一すべき(日建経)

(2)民間技術の活用の促進

- 交渉(確認)方式を採用すべき(日建連、土工協、建築協、全建)
- 技術力、社会貢献等に対する明確で簡便な評価基準や評価手法を明確にし、統一化を図るべき(全建)
- 設計施工一括方式を積極的に採用するとともに、仕様・リスク分担等の明確を図るべき(日建連、土工協、建築協)
- 設計と施工は引き続き分離して発注すべき(電設協・空衛協)
- VE方式を改善し、技術提案にメリットを付与すべき(日建連、土工協、建築協)
- 性能規定方式や総合評価を活用すべき(道建協)

(3)その他の入札契約の適正化

- 大規模工事においては、応札者に対し技術ヒアリングを実施すべき。また、入札後 も適正な施工計画、価格設定が行われているかを確認すべき(日建連、土工協、建 築協)
- 競争性のある随意契約や国庫債務負担行為を積極的に活用すべき(全建)
- 地方公共団体における随意契約ガイドラインを整備し、随意契約を活用すべき(道 建協)
- 分離分割発注における受注企業の責任範囲を明確にすべき(日建経)
- 発注条件を明確にし、設計変更を適切に実施すべき(日建経、道建協)
- 工事の発注規模・単位の大型化を図るべき(日建連、土工協、建築協)
- 〇 分離発注を継続・推進すべき(電設協・空衛協)

発注者の発言の概要

【入札方式】

- 〇 性能要件発注、契約後VE、総合評価方式等を行っているが、評価の数値化の困難性、事務負担等から、総合評価の案件は伸び悩んでいる(東京都)
- 簡易型の総合評価制度の検討を行っている(東京都)
- 総合評価はまだ実施していないが、市内の大学とも協力しながら今後研究していきたい(つくば市)
- 交渉方式(技術提案付価格合意方式)を導入しており、コスト縮減面では効果が出ている(水機構)
- 交渉方式の課題としては、業務量の増大への対応、技術提案への インセンティブ付与。これまでの入札では技術提案は少ない(水機 構)
- 交渉方式の協議不調の基準を明記するとともに、業者からの苦情申し立ての機会を確保している(水機構)
- 入札前ではなく入札後に交渉を行うこととしたのは、入札前に交渉 することは事務負担増が大きいと考えたため(水機構)

【予定価格制度のあり方】

- 設計施工一括方式では予定価格による制約を行うべきではない(日建連、土工協、建築協)
- 社会的価値のある技術提案については、予定価格による制限をはずすべき(日建 連、土工協、建築協)
- 予定価格を設定するのであれば、算出根拠を明確にすべき(日建連)
- 〇 民間の有する技術力を積極的に活用するため、予定価格の上限拘束性を検討すべき(全建)
- 予定価格の上限拘束性をはずすべき(日建経)
- ユニットプライス方式においては、予定価格の上限拘束を前提にすべきではない (道建協)
- 総合評価方式を発展させるためには、上限拘束性を有する予定価格を廃止すべき (道建協)

発注者の発言の概要

【参加者選定】

- 入札参加資格において工事実績・技術力を重視する施策をさらに推進するべき (日建連、土工協、建築協)
- 工事に必要な技術者、実績、施工体制の優劣を評価すべき(道建協)
- 資格審査において主観点数(技術社会点数)を充実し、活用するため、そのウエイトを高めるべき(全建)
- 入札実施前に技術力、経営力、社会的信頼性を評価し、入札参加業者を絞り込む べき(全建)
- 指名競争入札においては、施工能力を的確に評価した上で指名することが必要であり、プロセスも公表すべき(全建)
- 入札方式を問わず、業者の選定理由を明確にすべき(道建協)
- 指名競争においては入札参加意欲を確認すべき(全建)
- 一般競争入札においては事後審査ではなく、事前審査とすべき(全建)
- 入札参加要件における施工実績にかかる時間的制限を緩和することにより、中堅 建設企業を競争から排除されないようにすべき(日建経)
- 工事の内容に応じて、適切な地域要件を設定すべき(全建)
- 地域要件の設定に対して不要な制限はつけるべきではない(全中建)
- 行き過ぎた地域要件や過度な保護政策は廃止すべき(道建協)
- O CM方式を導入すべき(電設協・空衛協)
- 〇 業種区分において空調衛生工事と管工事は分割すべき(空衛協)

【ダンピングの防止】

- 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に運用すべき(日建連、土工協、建築協)
- 低入札調査の体制が整っていない発注機関は、最低制限価格を採用すべき(全 建)
- 地方公共団体においても、国土交通省と同様なダンピング対策を実施すべき(日 建連、土工協、建築協、全中建)
- 最低制限価格の事前公表については慎重に運用すべき(日建連、土工協、建築協)
- 予定価格や最低制限価格等の事前公表を廃止すべき(全建)
- 予定価格の事前公表を廃止すべき(道建協)
- 予定価格の事前公表が廃止できない場合は、推定が容易なため最低制限価格を 廃止すべき(道建協)
- 全ての工事で見積書(内訳書)を添付させるべき(全中建)
- 落札希望価格は廃止すべき(全建)

発注者の発言の概要

【参加者選定】

- 地元業者のほとんどは施工能力について十分把握している(つくば 市)
- 工事成績を反映したランクをつけている(つくば市)
- 業者の所在地、施工実績、工事成績などを判断して指名している (つくば市)
- 市内業者に限定した特定一般競争を実施している(つくば市)

【ダンピングの防止】

- 250万円以上の工事については予定価格を公表している(東京都)
- 土木4億円、建築5億円、設備1.2億円未満は最低制限価格を、それ以上は低入札価格調査制度を導入している(東京都)
- 予定価格を事前公表を始めてからくじ引き入札が増えている(東京都)
- 特に設備工事でくじ引き入札が多い(東京都)
- 低入札があった場合は、業者から見積書等の資料を取り寄せて確認しているが、排除が難しい(東京都)
- 低入札工事であっても全ての施工がずさんというわけではない(15年実績で29件の低入札工事があり施工不良は1件のみ)(東京都)
- 最低制限価格は事前公表していないが、経験則的にその価格を予 想して入札しているようだ(東京都)
- 予定価格は事前公表している(つくば市)
- 予定価格の事前公表によって落札率の変化は特にない(つくば市)

【監督検査の適切な実施】

○ 工事中の監督を適切にすべき(全建)

【成績評定の充実】

- 工事の評価体制の整備・充実を図るべき(全建)
- 工事の評価結果を主観点数や入札参加者の絞込みに反映すべき(全建)

【建設業法の遵守の徹底】

- 建設業の許可の際の審査を厳しく行うとともに、申請どおりに運営されているか チェックすべき(全建)
- 現場従事技術者を含む技術者の経歴をデータベース化すべき(全建)
- 全ての発注機関において工事実績・評価を含めた企業・技術者のデータベースを 整備し、共有化を図るべき(全建)
- 現場配置技術者の実務経験に関する審査を強化するか、技術者を試験合格者に 限定すべき(全中建)

【保証制度の見直し】

- 履行保証制度は、市場原理に基づく業者選別が十分行われよう改善すべき(日 建連、土工協、建築協)
- 履行保証の付保率を引き上げるべき(道建協)
- 個別の企業の信用力についての審査能力を高めるべき(日建連、土工協、建築 協)
- 入札ボンドについて、引受機関の要請等について検討すべき(日建連、土工協、建築協)
- 市場原理に基づいて入札参加者の財務力・経営力を評価・把握する仕組み(ボン ド制度)を導入すべき(全建)
- 〇 瑕疵保証制度については、瑕疵担保期間の延長範囲、瑕疵判定基準の客観化、 瑕疵保証の時期・割合、責任の範囲、瑕疵認定に対する紛争処理などを検討課題 とすべき(日建連、土工協、建築協)
- 全ての公共工事において、保険会社などと連記し、瑕疵担保保証を課すべき(全
- 〇 瑕疵保証制度を強化すべき(道建協)

発注者の発言の概要

【成績評定の充実】

- 工事成績優良者には優先指名を与えている(東京都)
- 成績不良者には、指名停止等のペナルティを科している(東京都)
- 入札価格が同額であった場合、くじ引きではなく、過去の工事成績 評定を活用できないかと考えている(東京都)
- 工事成績の評価基準を発注者間で統一して、データベース化できないかと考えている。(東京都)

【建設業法の遵守の徹底】

○ 現場専任技術者について、雇用3ヶ月の確認をしている(東京都)

【不正行為の排除】

- 指名停止措置の設定基準及び時期等については中央公契連モデルに統一すべき (日建連、土工協、建築協)
- 指名停止措置に対する不服審査制度を設けるべき(道建協)
- 指名停止措置の運用は、慎重・公平になされるべき(道建協)
- 違約金条項については、監督官庁と発注官庁との調整を図り、過度の社会的制裁 とならないよう配慮すべき(日建連、土工協、建築協)
- 予定価格の遺漏防止は官製談合防止法の徹底で対応すべき(全建)
- 価格競争では談合ができても、技術競争では談合ができない(日建連、土工協、 建築協)
- 施工技術や能力を含めた競争であれば不正行為は排除しやすい(全建)

発注者の発言の概要

【不正行為の排除】

- 談合情報があった場合、工事費内訳書の点検は行っているが、それ以上は事務量的に難しい(つくば市)
- 電子入札を導入している(つくば市)
- 入札契約手続きについて監視・評価するため入札事務評価委員会 を設置している(つくば市)

【地方公共団体への浸透】

- 〇「建設技術センター」の充実を検討すべき。
- 中立な民間の第三者機関を設立し、技術力のない発注機関をサポートすべき(全 建)
- 第三者機関については、技術力の評価、施工監理、検査、工事成績評価の各段 階で活用すべき(全建)
- 発注者の技術力がないことを補うために、役所OBの活用も検討すべき(全中建)
- 技術審査のため、発注機関の補助機関ではない専門家による第三者委員会を設置すべき(道建協)

発注者の発言の概要

【地方公共団体への浸透】

- 都内の公共団体に対しては、東京都の方策について情報提供している(東京都)
- 設計価格は工事ごとに異なった設計会社に委託している(つくば市)